

令和2年6月19日

保護者 様

朝霞市立朝霞第四中学校長
土橋 徹嘉

新型コロナウイルス感染症防止対策に係る登校時の健康観察と登校しない場合等の取り扱いについて（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、学校再開当初の分散登校から簡易給食へのご対応についてご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、教育活動再開に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る保健管理を実施してきましたが、来週22日（月）より登校時等の対応について下記の通りといたします。

つきましては、内容をご確認の上、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 朝の健康観察について

6月22日（月）から、正門における非接触検温計による生徒一人一人への検温は行わず、教室にて「健康観察表」を用いた健康観察を行います。家庭におきましては引き続き、朝、登校前に検温と体調及び風邪症状の確認をし、「健康観察表」に記入をさせていただきます。

発熱等の体調不良の場合は、登校を控え、自宅で休養する。あるいは、病院等での受診を行ってください。その際は、学級担任へ連絡をお願いします。また、同居のご家族の皆様にも同様に、健康観察に取り組んでいただきますようお願いいたします。

2 風邪症状等で学校へ登校しない場合・早退する場合について

体調不良（発熱、咳等の風邪症状、倦怠感がある場合）の場合は、登校は極力控えさせていただきます。上記のような発熱等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、「出席停止」となります。（欠席扱いとはなりません。）くれぐれも無理をさせないようにお願いします。

また、学校で発熱等の体調不良を確認した場合は、引き続き、生徒を帰宅させます。症状がなくなるまでは自宅で休養させていただきます。この場合は、早退とはならず「出席停止」となります。（欠席扱いとはなりません。）

なお、家庭に電話をいたしますので、連絡がとれるようご協力をよろしくお願いいたします。

3 その他

部活動の朝練習（7月から開始）並びに土・日曜日の活動につきましても、活動開始前に部活動顧問が健康観察を行いますので、「健康観察表」を持たせて下さい。

新型コロナウイルス感染症防止対策に係る保健管理について、1学期中は継続して実施してまいります。国や県の感染防止対策のガイドライン等で示された基準に基づき、安全・安心な教育活動を展開してまいります。